

平成30年度
集団指導資料
(障害福祉サービス等共通編)

平成31年2月

岡山市保健福祉局
高齢福祉部事業者指導課

適切な事業運営のために

<基準条例> (他、解釈通知)

○障害福祉サービス

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

○障害者支援施設

岡山市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

○障害児支援施設

岡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

○障害児入所施設

岡山市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

<報酬告示> (他、留意事項通知)

○障害福祉サービス(施設入所支援を含む。)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準

○障害児通所支援

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準

○障害児入所施設

児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課ホームページ (運営：岡山市)

http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasideou/jigyousyasideou_00003.html

平成30年度集団指導資料（共通編）・目次

日時：平成31年2月4日・13日・22日

場所：岡山ふれあいセンター

1	指導監査について	1
2	障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正について	2
3	変更届、廃止・休止届について	2
4	体制等に関する届出書について	3
5	業務管理体制の整備に関する事項の届出等について	4
6	福祉・介護職員処遇改善加算について	5
7	社会福祉施設等の耐震対策及び安全点検について	7
8	災害時要配慮者への緊急的対応等について	7
9	社会福祉施設等における災害時に備えた ライフライン等の点検について	8
10	障害福祉サービス等情報公表制度の施行について	8
11	障害者虐待防止について	8
12	障害者総合支援法の対象疾病(難病等)の拡大について	9
13	要配慮者利用施設避難確保計画策定について	9
14	その他連絡	9
15	資料	11

1 指導監査について

障害福祉サービス事業者等に対する指導及び監査の実施方法

1 指導

サービスの内容及び費用の請求等に関する事項について周知徹底を図るとともに、改善の必要があると認められる事項について適切な運用を求めるために障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項及び同条第2項または児童福祉法第57条の3第1項、同条第2項、第57条の3の2第1項の規定に基づき実施します。

(1) 集団指導

原則として、毎年度1回、一定の場所に対象事業者を招集し、講習会方式により指導を行います。なお、集団指導の資料については、資料の配付は行いませんので、事前に岡山市事業者指導課ホームページよりダウンロードの上、印刷して持参していただくようお願いしています。

(2) 実地指導

障害福祉サービス事業者等の事業所において、実地指導担当者が実地により関係書類等の確認及びヒアリングを行うことにより実施します。

○指導内容について

障害福祉サービス事業者等のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とし、人員、設備、運営及び自立支援給付等請求について指導します。（必要に応じて過誤調整を指導する場合があります。）

ア 事前に提出を求める書類等（主なもの）

- ・指定障害福祉サービス事業所等指導事前提出資料
- ・従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- ・組織体制図
- ・利用契約書、重要事項説明書の書式
- ・指定障害福祉サービス事業者自主点検表（事業運営の手引き）

イ 実地指導日に準備すべき書類等については、実地指導通知文に記載しますが、必要な都度速やかに提示できるよう準備をお願いします。

2 監査

入手した各種情報により、人員・設備及び運営基準等の指定基準違反や、不正請求等が疑われるとき、その確認及び行政上の措置が必要であると認める場合に、障害者総合支援法または児童福祉法の規定に基づき実施します。

これらの情報から指定基準違反や不正請求が認められる場合には、厳正かつ機動

的な対応を行います。

なお、原則として、無通告（当日に通知）で立ち入り検査を実施するなど、機動的かつ、より実効性のある方法で行います。

3 報酬請求指導の方法

指導担当者が、加算等体制の届出状況並びに報酬等（基本単位及び各種加算）の請求状況について、関係資料により確認を行いますが、報酬基準に適合しない取扱い等が認められた場合には、加算等の基本的な考え方や報酬基準に定められた算定要件の説明等を行い、適切なサービスの実施となるよう指導するとともに、過去の請求について自己点検の上、不適切な請求となっている部分については過誤調整として返還を指導します。

2 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部が平成28年5月25日改正され、平成30年4月1日に施行されました。

《主な改正点》

- (1) 地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設
- (2) 就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設
- (3) 重度訪問介護の訪問先の拡大
- (4) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
- (5) 居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設
- (6) 保育所等訪問支援の支援対象の拡大
- (7) 医療的ケアを要する障害児に対する支援
- (8) 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- (9) 補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
- (10) 障害福祉サービス等の情報公表制度の創設

（P 1 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）参照）

3 変更届、廃止・休止届について

- (1) 指定事業者・施設は、届け出た内容に変更があった場合は、その変更に係る事項について、変更があった日から10日以内に「変更届」を提出することが必要です。
ただし、事業所（施設）の名称・所在地（設置の場所）の変更、定員の増減（定員

減は、算定される単位数が増えるものに限る）、共同生活住居の増等に関しては変更予定日の属する月の前月15日までに届け出てください。

《提出する書類》

- ア 変更届
- イ 添付書類（各サービス編に添付の変更届に係る添付書類一覧表参照）

《変更届出が必要な事項（例）》

- ア 事業所の名称及び所在地
- イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、職名及び住所
- ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）
- エ 事業所の平面図
- オ 事業所の管理者及びサービス管理責任者（サービス提供責任者・児童発達支援管理責任者）の氏名、生年月日、経歴及び住所
- カ 運営規程
- キ 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項

(2) 事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前（入所施設は3月以上前）までに、届け出てください。

その際、現に指定障害福祉サービスを受けている者に対する措置に関しても届出が必要です。

- ア 廃止し、又は休止しようとする年月日
- イ 廃止し、又は休止しようとする理由
- ウ 現にサービスを受けている者に関する次の事項
 - (ア)現にサービスを受けている者に対する措置
 - (イ)現にサービスを受けている者の氏名、連絡先、受給者番号及び引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する旨の申出書
 - (ウ)引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスを継続的に提供する他の障害福祉サービス事業者の名称
- エ 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

《提出する書類》

- ア 廃止・休止・再開届出書
- イ 現にサービスを受けている者に対する措置等を記したリスト

4 体制等に関する届出書について

（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び 基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準

等の制定に伴う実施上の留意事項について」平成 18 年障発第 1031001 号)

(1) 届出に係る加算等の算定の開始時期

届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。）については、利用者や指定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月 15 日以前になされた場合には翌月から、16 日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始します。

(2) 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

指定障害福祉サービス事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出てください。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日（居宅介護サービス費，重度訪問介護サービス費，同行援護サービス費，行動援護サービス費における特定事業所加算については事実が発生した日の属する月の翌月の初日）から加算等の算定を行わないものとします。また、この場合において届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然ですが、悪質な場合には指定の取消し等をもって対処します。

《提出する書類》

ア 変更届出書

イ 介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書（指定障害児支援に要する費用の額の算定に係る体制等に関する届出書）

ウ 体制等状況一覧表

エ 加算の算定に必要な添付書類（変更届に係る添付書類確認表（障害福祉サービス）、加算等に係る添付書類確認表（障害児通所）参照）

5 業務管理体制の整備に関する事項の届出等について

障害福祉サービス等事業者の業務管理体制

(1) 平成 24 年 4 月 1 日から、障害者（児）施設・事業者（以下「事業者」という。）には、法令遵守等の業務管理体制の整備（法令遵守責任者の選任等、業務管理体制の届出）が義務付けられました。

これにより、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を遅滞なく関係行政機関に届け出ることとされています。

各事業者におかれましては、法令遵守責任者の選任等だけでなく、業務の執行状況を点検し、法令遵守に取り組んでください。

なお、実地指導の際に業務管理体制について検査を行います。

(2) すでに届け出た事項に変更があった場合又は事業所等の新規指定・廃止等により届け出るべき事項に変更があった場合についても、届出事項の変更に係る届出書を

提出することが必要です。

- ア 法人の種別、名称
- イ 主たる事務所の所在地、電話、FAX番号
- ウ 代表者の氏名、生年月日
- エ 代表者の住所、職名
- オ 事業所名称等及び所在地
- カ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
- キ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- ク 業務執行の状況の監査の方法の概要

区 分	届 出 先
①事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省本省
②すべての事業所等が一の市町村・指定都市（岡山市）の区域に所在する事業者	岡山市
③ ①および②以外の事業者	岡山県（各県民局健康福祉部健康福祉課）

6 福祉・介護職員処遇改善加算について

1 平成31年度福祉・介護職員処遇改善加算の算定について

- (1) 平成31年4月から（引き続き）福祉・介護職員処遇改善加算を算定しようとする事業者は、平成31年2月末日までに関係書類をご提出いただく必要があります。現在、未提出の事業者で、当該加算を算定しようとする場合は、期限までにご提出ください。
- (2) 福祉・介護職員処遇改善加算については、新たに算定を受けようとする月の前々月の末日が提出期限となっています。年度の途中から算定を受ける場合は、ご注意ください。
なお、就労定着支援及び自立生活援助は、算定対象外サービスです。

2 平成30年度福祉・介護職員処遇改善加算の実績報告について

- (1) 平成30年度に当該加算を算定している事業者は、平成31年7月末日までに、実績報告書を提出してください。
- (2) 別紙様式3の③「平成30年度分福祉・介護職員処遇改善加算総額」には、平成30年4月～平成31年3月サービス提供分までの加算総額（利用者負担額を含む）

を記入してください。

- (3) つまり、国保連における平成30年5月～平成31年4月審査分までの加算総額（利用者負担額を含む）を記入することになります。

<国保連から通知されている金額を足しあげること。>

(P13 福祉・介護職員処遇改善（特別）加算総額のお知らせ 参照)

- (4) 実績報告で、賃金改善所要額が加算による収入額（加算総額）を下回った場合、加算の算定要件を満たしていないため、全額返還となります。（差額の返還ではない。）

また、実績報告を提出しない場合も全額返還となるので、必ず期限までに提出してください。

- (5) 仮に現時点で、賃金改善所要額が加算による収入額（加算総額）を下回っている場合は、一時金や賞与として追加支給してください。

3 福祉・介護職員処遇改善加算の届出及び実績報告にかかる留意点について

- (1) 賃金改善は、本給、手当、賞与等のうちから、対象とする賃金項目を特定した上で行いますが、賃金改善を行う項目については明確に周知してください。

また、特定した賃金項目を含め、特段の事情なく賃金水準を引き下げることができません。

平成30年3月30日付け厚生労働省通知（抜粋） 障害者総合支援法事業者ハンドブック報酬編P1049

賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうちから対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。この場合、8(2)（特別事情届出書）の届出を行う場合を除き、特定した賃金項目を含め、賃金水準を低下させてはならない。また、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましい。

- (2) 非正規職員として勤務していた者を、正規職員に転換した場合、転換したことに伴う給与の増加分は賃金改善額には含まれません。同様に、職員を増員した場合の増員分の賃金も賃金改善額には含まれません。

平成21年12月21日付け「介護職員処遇改善交付金説明会資料」P36

(問62) 平成21年3月まで非正規職員として勤務していた者を、同年4月以降に正規職員に転換した場合、これに伴う給与の増加分は、賃金改善額と考えてよいか。

(答) よくない。平成21年3月までの賃金算定ルールを、当該職員に適用した場合の給与（言い換えれば、当該職員が、平成21年3月以前に正規職員として勤務していたと仮定した場合の給与）と比較し、増加していれば、その増加分のみが賃金改善額と考えられる。

- (3) 加算を取得した事業者は、賃金改善の実施と併せて、キャリアパス要件や職場環境等要件を満たす必要があるが、当該取組に要する費用については、賃金改善の実施に要する費用に含まれません。

7 社会福祉施設等の耐震対策及び安全点検について

1 社会福祉施設等の耐震対策及び安全点検の状況の確認について

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、大阪府高槻市立の小学校においてプールのブロック塀が倒壊し、その塀に挟まれた女子児童が亡くなるという事故の発生を受け、通知が発出されました。

- (1) 社会福祉施設等の安全点検については、各種管理規程等に基づき実施すること。
- (2) 各社会福祉施設等におけるブロック塀等を含む耐震対策及び安全点検を行うこと。
- (3) その結果を踏まえ、関係部局・機関と十分連携の上、速やかに注意喚起を行う等の必要な安全対策を実施すること。

(P14 社会福祉施設等の耐震対策及び安全点検の状況の確認について 参照)

2 社会福祉施設等の耐震対策及び安全点検の状況のフォローアップについて

(P19 社会福祉施設等の耐震対策及び安全点検の状況のフォローアップについて 参照)

8 災害時要配慮者への緊急的対応等について

1 高齢者、障害者等の災害時要配慮者への緊急的対応及び職員の応援確保について

平成30年台風第7号及び前線等による豪雨被害に伴い、避難生活が必要となった高齢者、障害者、子ども等の災害時要配慮者についての通知が発出されました。

- (1) 緊急的措置として社会福祉施設等（介護老人保健施設を含む。）への受入れを行って差し支えないこと。（避難者の積極的な受入れ、避難者への万全の対応）
- (2) 職員の確保が困難な施設がある場合には、法人間の連携や、他施設からの職員の応援が確保されるよう必要な対応を行うこと。

(P25 高齢者、障害者等の災害時要配慮者への緊急的対応及び職員の応援確保について 参照)

9 社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について

1 社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について

平成30年7月豪雨、平成30年台風21・24号等の災害においては、大規模な停電や断水、食料不足等が発生し、社会福祉施設等におけるライフライン等の確保について、改めて課題が顕在化したため、通知が発出されました。

- (1) 平時の段階から、災害時にあってもサービス提供が維持できるよう、社会福祉施設等の事業継続に必要な対策を講じること。
- (2) 社会福祉施設等において、ライフライン等が寸断された場合の対策状況を確認するとともに、その結果を踏まえ、速やかに飲料水、食料等の備蓄、BCP（事業継続計画）の策定推進など必要な対策を行うこと。

(P26 社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について 参照)

10 サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置に係る猶予措置

の終了に当たっての留意事項について

指定障害福祉サービス事業所又は指定障害福祉サービス事業所等において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サービス（障害児入所施設等で提供される障害児通所支援又は障害児入所支援）の管理を行う者として配置される者であって、実務経験者であるものについては、当該指定障害福祉サービス事業所において行う事業の開始の日又は指定障害者支援施設等の開設の日（当該障害児通所支援事業所において行う事業の開始の日又は障害児入所施設等の開設の日）から起算して1年間は、研修を修了しているものとみなす規定（以下「猶予措置」という。）を設けております。

この猶予措置においては、平成30年4月1日以降に事業を開始している場合、認められている特例が今年度末（平成31年3月31日）をもって終了とされているため、猶予措置終了後は実務経験者であっても研修を修了していない場合は、来年度以降、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者についての人員配置が基準上満たせていないこととなります。

(P32 サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置に係る猶予措置の終了に当たっての留意事項について 参照)

11 障害福祉サービス等情報公表制度の施行について

平成30年4月に障害福祉サービス等情報公表制度が施行されました。

- (1) 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっていました。
- (2) このため、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資することを目的として、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、① 事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、② 都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設しました。

○平成30年9月28日（金）全国一斉に公表されました。

（P37 障害福祉サービス等情報公表制度に係る手続きのご案内 参照）

12 障害者虐待防止について

平成24年10月1日から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（「障害者虐待防止法」）が施行されました。障害者虐待防止法では、障害者福祉施設の設置者または障害福祉サービス事業等を行う者に対して虐待防止の責務を定めるとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に通報義務を定めています。

〈虐待防止の取組（設置者・管理者向け）〉

- (1) 虐待防止委員会の設置等必要な体制を整備。
- (2) 従業者に対し定期的な研修を実施し、自らは虐待防止のための研修を積極的に受講。
特に、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」を必ず読むこと。
- (3) 従業者が虐待を発見しやすい立場にあることを認識し、利用者の状態の変化や家族の態度等の観察や情報収集により、虐待の早期発見に努めさせる。
- (4) 密室化した場所を極力作らない。
- (5) 虐待を受けたと思われる者を発見した場合は、市町村の窓口に通報する。

（P39 平成29年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）を公表します 参照）

13 障害者総合支援法の対象疾病（難病等）の拡大について

- (1)平成30年4月1日から、障害福祉サービス等の対象となる疾病が、358から359へ拡大されました。
- (2)対象となる方は、障害者手帳をお持ちでなくても、必要と認められた支援が受け

られます。

(3)対象となる方

47ページの平成30年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧
(359疾病)

(P46 「障害者総合支援法」の対象となる疾病を359に拡大します 参照)

14 要配慮者利用施設避難確保計画策定について

＜水防法・土砂災害防止法の改正＞

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となります。

(P50 水防法・土砂災害防止法の改正 参照)

15 その他連絡

1 各種書類の提出期限について

- 平成30年度福祉・介護職員処遇改善加算実績報告書

提出期限：平成31年7月31日（水）

2 事故報告の提出について

サービス提供中に利用者に事故が発生した場合は、必要な措置を迅速に講じるとともに、速やかに利用者の家族、岡山市事業者指導課、支給決定市町村に連絡・報告を行ってください。（P53～「利用者事故発生時の対応について」参照）

3 疑義照会（質問）について

今回の集団指導に係る内容についての疑義照会・質問等については、「質問票」によりFAXにて送信してください。（P57参照）

4 厚生労働省からの通知等について

今後、厚生労働省から発出される通知等については、随時ホームページ上で公開していきます。

また、通知等の内容によっては、本日の集団指導資料の記載内容を変更する場合があります。その場合もホームページ上でお知らせしますので、随時確認をお願いします。

(岡山市事業者指導課ホームページ)

http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasideou/jigyousyasideou_00003.html

(参 考 资 料)

(1) 障害者総合支援法の施行について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）

趣旨

(平成28年5月25日成立・同年6月3日公布)

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

概要

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する(自立生活援助)
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する(就労定着支援)
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合には、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減(償還)できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居室を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要がある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

施行期日

平成30年4月1日(2.(3)については公布の日(平成28年6月3日))

通知文書のレイアウト

『福祉・介護職員処遇改善(特別)加算総額のお知らせ』のレイアウトは、以下の通りです。

○『福祉・介護職員処遇改善(特別)加算総額のお知らせ』のサンプル

(ID:R11426)
 障害者自立支援

福祉・介護職員処遇改善(特別)加算総額のお知らせ

障害福祉サービス費

平成24年5月受付分の福祉・介護職員処遇改善(特別)加算の加算総額について、下記のとおりお知らせいたします。

<お知らせの内容について>

- 1 このお知らせには、福祉・介護職員処遇改善(特別)加算の額(加算の単位数×単位数単価)を記載しています。
- 2 都道府県等へ年間の福祉・介護職員処遇改善の実績を報告する際に、本帳票を参考にしてください。
- 3 本帳票の加算額については、「障害福祉サービス費等支払決定額通知書」の給付費支払額の再掲です。

事業所番号	1311111111
事業所名	請求事業所A
加算総額	300,000

平成24年11月30日
 ○〇国民健康保険団体連合会

加算総額内訳

サービス種類	加算額	
	処遇改善加算	処遇改善特別加算
11 居宅介護	200,000	
13 行動援護	100,000	
小計	300,000	0
合計	300,000	

サービス種類ごとの、「処遇改善加算」、または「処遇改善特別加算」の加算額を表示します。

事 務 連 絡
平成 30 年 6 月 22 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局 御中
中 核 市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省老健局総務課

社会福祉施設等の耐震対策及び安全点検の状況の確認について

平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、大阪府高槻市立寿栄小学校においてプールのブロック塀が倒壊し、その塀に挟まれた女子児童が亡くなるという事故が発生しました。

事故の原因については現在判明していませんが、厚生労働省では従来から、社会福祉施設等の耐震化について、「国土強靱化アクションプラン 2015」（平成 27 年 6 月 16 日国土強靱化推進本部決定）において、社会福祉施設の耐震化率を平成 30 年度までに 95%とすることを目標としていること等も踏まえ、着実に推進しているところです。また、社会福祉施設等の安全点検については、各種管理規程等に基づき実施していただくこととしています。

つきましては、各都道府県等におかれては、各社会福祉施設等におけるブロック塀等を含む耐震対策及び安全点検の状況を確認するとともに、その結果を踏まえ、関係部局・機関と十分連携の上、速やかに注意喚起を行う等の必要な安全対策を実施していただくとともに、本事務連絡の内容について、管内市町村及び社会福祉施設等に対して、周知をお願いいたします。

平成30年6月21日
住宅局建築指導課

建築物の既設の塀（ブロック塀や組積造の塀）の安全点検について

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震による塀の倒壊被害を受け、塀の安全対策については、学校の塀に限らず、広く一般の建築物を対象に、建築物の既設の塀の安全点検のためのチェックポイントを作成するとともに、特定行政庁に対し、所有者等に向けて、以下2点を注意喚起するよう要請しました。

- ①このチェックポイントを用いて安全点検を行うこと
- ②安全点検の結果、危険性が確認された場合には、付近通行者への速やかな注意表示及び補修・撤去等が必要となること

併せて、国土交通省では、関係業界に対し、所有者等からの診断等の依頼に適切に対応するよう依頼しております。

国土交通省としては、建築物の既設の塀については、今回の措置のほか、既に以下の取り組みを進めているところです。

- ・ 学校の塀について、特定行政庁に対し、学校設置者が行う安全点検に対し連携して対応するよう要請（6月19日付）。
- ・ 大阪北部を震源とする地震にかかる被災建築物応急危険度判定において、地方公共団体に対し、塀のひび割れや傾き等に特に留意して実施するように通知（6月20日付）。国土交通省としても、高槻市からの要請を受け、TEG-FORCE の派遣により支援しているところ。

※ チェックポイントは、国土交通省HP
(<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/index.html>) に掲載します。

※ 所有者等からのお問い合わせ先は、建築基準に関することは建築行政を所管する各特定行政庁、専門家への相談については建築士関係団体等となります。連絡先については、上記の国土交通省HPに掲載します。

【問い合わせ先】

国土交通省 住宅局 建築指導課 松本・青木・中村

電話：03-5253-8111（内線 39532、39536、39528）、03-5253-8514（直通）

Fax：03-5253-1630

都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築物の既設の塀の安全点検について

平成30年6月18日の大阪府北部を震源とする地震による塀の倒壊被害を受け、既に6月19日国住指第1092号「学校における既設の塀の安全対策について」により、教育部局と連携して、学校における既設の塀の安全点検に取り組んでいただいているところです。

また、国土交通省においては、既設の塀の安全点検のためのチェックポイントを作成し、ホームページに掲載しましたので、お知らせします。

これを参考に、学校に限らず、既存の塀について、所有者等に下記の通り安全点検するよう、注意喚起をお願いします。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁にもこの旨周知方宜しくをお願いします。

記

1. 塀の所有者等への注意喚起について

国土交通省において作成した別紙1のチェックポイントについて、広くホームページや広報紙等を通じて所有者等に周知するとともに、別紙2を参考に、所有者等からの問い合わせに対応願います。なお、所有者等に対する周知の際には、安全点検の結果、危険性が確認された場合には、付近通行者への速やかな注意表示等及び補修、撤去等が必要である旨注意喚起願います。

なお、チェックポイントについては国土交通省ホームページ(<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/index.html>)に掲載しています。

2. 関係団体の協力

当職より、公益社団法人日本建築士会連合会、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会、公益社団法人日本建築家協会に協力をお願いしているところであるので申し添えます。

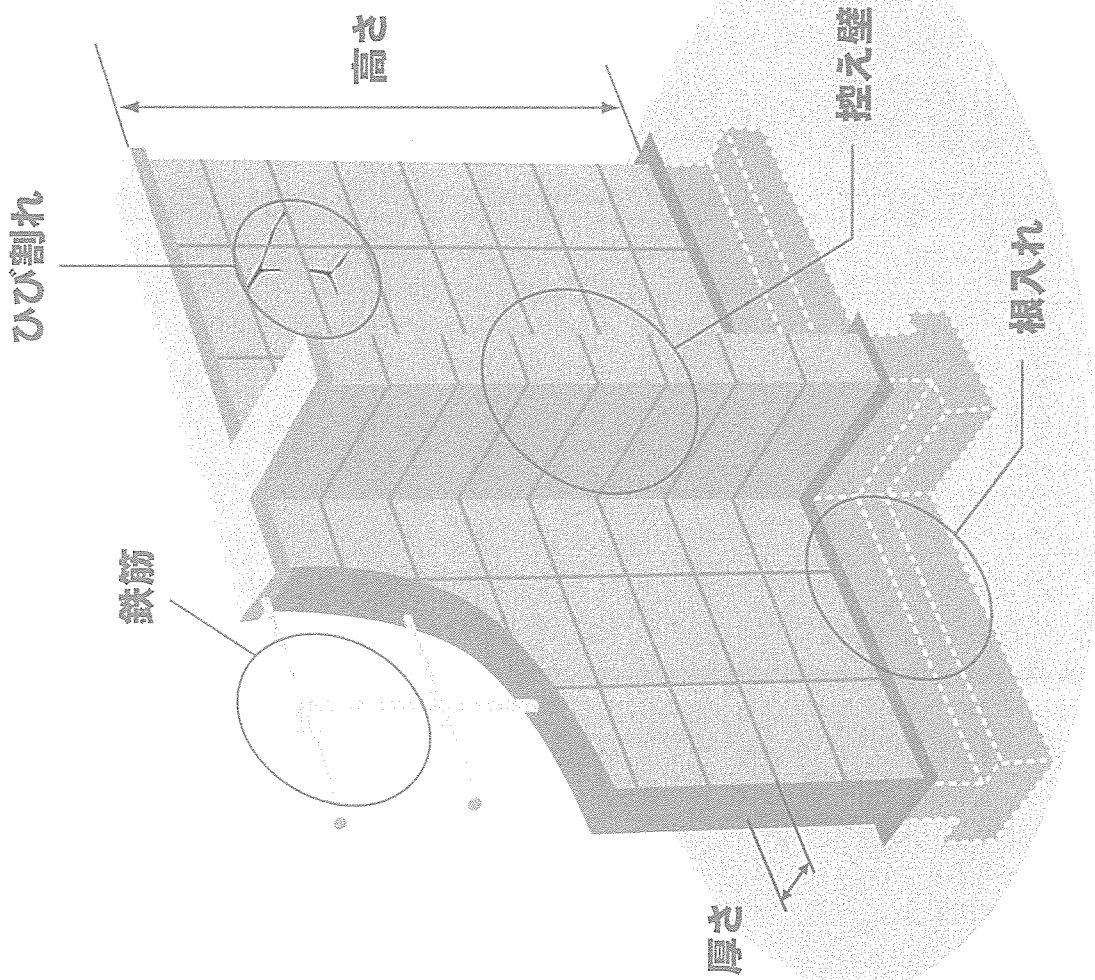
ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。
 まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
 - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
 - ・塀の厚さは10cm以上か。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上）
- 3. 控え壁はあるか。（塀の高さが1.2m超の場合）
 - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
 - ・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
 - ・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 塀に鉄筋が入っているか

- ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
- ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m超の場合）



組構造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

(別紙2)

<第一段階：外観に基づく点検>

外観目視により、以下の事項に関し問題がないか確認する。高さ及び控え壁等の仕様・寸法については、組積造については建築基準法施行令第61条に、補強コンクリートブロック造の塀については令第62条の6及び令第62条の8に照らして適切か確認する。

- ① 高すぎないか。(組積造は1.2m以下、補強コンクリートブロック造は2.2m以下)
- ② 厚さは十分か。(組積造は壁頂までの距離の1/10以上、補強コンクリートブロック造は10cm<高さ2m超は15cm>以上)
- ③ 控え壁があるか。(組積造は4m以下ごとに壁の厚さの1.5倍以上突出した控え壁、補強コンクリートブロック造は3.4m以下ごとに塀の高さの1/5以上突出した控え壁を設ける)
- ④ 基礎があるか。
- ⑤ 老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきなどが生じたりしていないか。

<第二段階：ブロック内部の診断>

補強コンクリートブロック造の場合、外観点検で問題が発見された場合等に、補修方針を検討するため、ブロックを一部取り外して以下の事項を確認する。第二段階は建築士、専門工事業者等の専門家の協力を得て診断することが望ましい。

- ⑥ 鉄筋の接合方法、モルタルの充填状況は、令第62条の6に照らして適切か。
- ⑦ 鉄筋のピッチ及び定着状況は、令第62条の8に照らして適切か。
- ⑧ 基礎の根入れ深さは、令第61条又は令第62条の8に照らして適切か。

(注) 補強コンクリートブロック造の場合、構造計算により構造耐力上安全であることが特別に確かめられる場合は上記の仕様基準によらないことができる。

令第61条

組積造のへいは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 高さは、1.2メートル以下とすること。
- 二 各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の10分の1以上とすること。
- 三 長さ4メートル以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出した控え壁(木造のものを除く。)を設けること。ただし、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの1.5倍以上ある場合においては、この限りでない。
- 四 基礎の根入れの深さは、20センチメートル以上とすること。

令第62条の6

コンクリートブロックは、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積し、鉄筋を入れた空洞部及び縦目に接する空洞部は、モルタル又はコンクリートで埋めなければならない。

2 補強コンクリートブロック造の耐力壁、門又はへいの縦筋は、コンクリートブロックの空洞部内で継いではならない。ただし、溶接接合その他これと同等以上の強度を有する接合方法による場合においては、この限りでない。

令第62条の8

補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号(高さ1.2メートル以下の塀にあつては、第五号及び第七号を除く。)に定めるところによらなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 高さは、2.2メートル以下とすること。
- 二 壁の厚さは、15センチメートル(高さ2メートル以下の塀にあつては、10センチメートル)以上とすること。
- 三 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径九ミリメートル以上の鉄筋を配置すること。
- 四 壁内には、径九ミリメートル以上の鉄筋を縦横に80センチメートル以下の間隔で配置すること。
- 五 長さ3.4メートル以下ごとに、径九ミリメートル以上の鉄筋を配置した控え壁で基礎の部分において壁面から高さの5分の1以上突出したものを設けること。
- 六 第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けて定着すること。ただし、縦筋をその径の40倍以上基礎に定着させる場合にあつては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。
- 七 基礎の丈は、35センチメートル以上とし、根入れの深さは30センチメートル以上とすること。

事 務 連 絡
平成30年9月14日

各 都 道 府 県 民 生 主 管 部 局 御 中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
社会・援護局障害保健福祉部企画課
老健局高齢者支援課

社会福祉施設等の耐震対策及び安全点検の状況のフォローアップについて

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により女子児童が亡くなった事故を受け、平成30年6月22日付け事務連絡「社会福祉施設等の耐震対策及び安全点検の状況の確認について」を発出し、各社会福祉施設等におけるブロック塀等を含む耐震対策及び安全点検の状況を確認するとともに、その結果を踏まえ、関係部局・機関と十分連携の上、速やかに注意喚起を行う等の必要な安全対策を実施していただくようお願いしたところです。

今般の事故においては、小学校においてプールのブロック塀が倒壊しその塀に挟まれた女子児童が亡くなったことから、別添「調査対象施設一覧」に記載のある各社会福祉施設等のブロック塀等の安全性における確認結果について、貴自治体所管部局に対し課題が発見されたと報告があった施設数等について別紙様式に沿ってご提出をお願いします。

なお、今回のフォローアップは全国の各社会福祉施設等の現状を把握し、必要に応じ対策を検討するために行うものであることを申し添えます。

記

1 送付書類

- ①社会福祉施設等の耐震対策及び安全点検の状況のフォローアップについて
- ②回答様式1～3（各社会福祉施設の所管部局別）
- ③（別添）調査対象施設一覧
- ④（参考1）社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検について
- ⑤（参考1－2）社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検フロー図
- ⑥（参考2）施設向け調査票の例

(参考 1) 社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検について

ブロック塀等の安全点検については、貴施設における各種管理規程に沿って行って下さい。安全点検を行った結果、安全性に問題が確認された場合には、速やかにブロック塀等周辺に立ち入ったりしないよう注意喚起を行う等の安全対策を講じて下さい。

なお、管理規程のみではブロック塀等の客観的な安全点検が困難な場合は、次の方法も考慮して安全点検を実施して下さい。

【実施方法の例】

※(参考 1-2) 社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検フロー図も参照。

1. 組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の場合、下記「(外観に基づく点検)」を行う。
2. 補強コンクリートブロック造の場合、下記「(外観に基づく点検)」を行う。また、外観に基づく点検で安全性が確認されなかった場合の安全対策の検討等に当たっては、下記「(ブロック内部の点検)」を参考にする。

なお、各点検に当たっては「建築物の既設の塀の安全点検について」(平成30年6月21日付け国土交通省住宅局建築指導課長通知(以下、URL 及び資料添付))を参考とする。

<http://www.mlit.go.jp/common/001239762.pdf>

(外観に基づく点検)

平成20年3月10日国土交通省告示第282号に定められている調査項目のうち以下の事項に問題がないか確認する。

① 高すぎないか。

(組積造は1.2m以下、補強コンクリートブロック造は2.2m以下)

※高さは地盤面から計測する。

② 厚さは十分か。

(組積造は壁頂までの距離の1/10以上、補強コンクリートブロック造は10cm(高さ2m超は15cm)以上)

③ 控え壁があるか。

(組積造は4m以下ごとに壁の厚さの1.5倍以上突出した控え壁、補強コンクリートブロック造は3.4m以下ごとに塀の高さの1/5以上突出した控え壁を設ける)

④ 基礎があるか。

⑤ 老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきなどが生じたりしていないか。

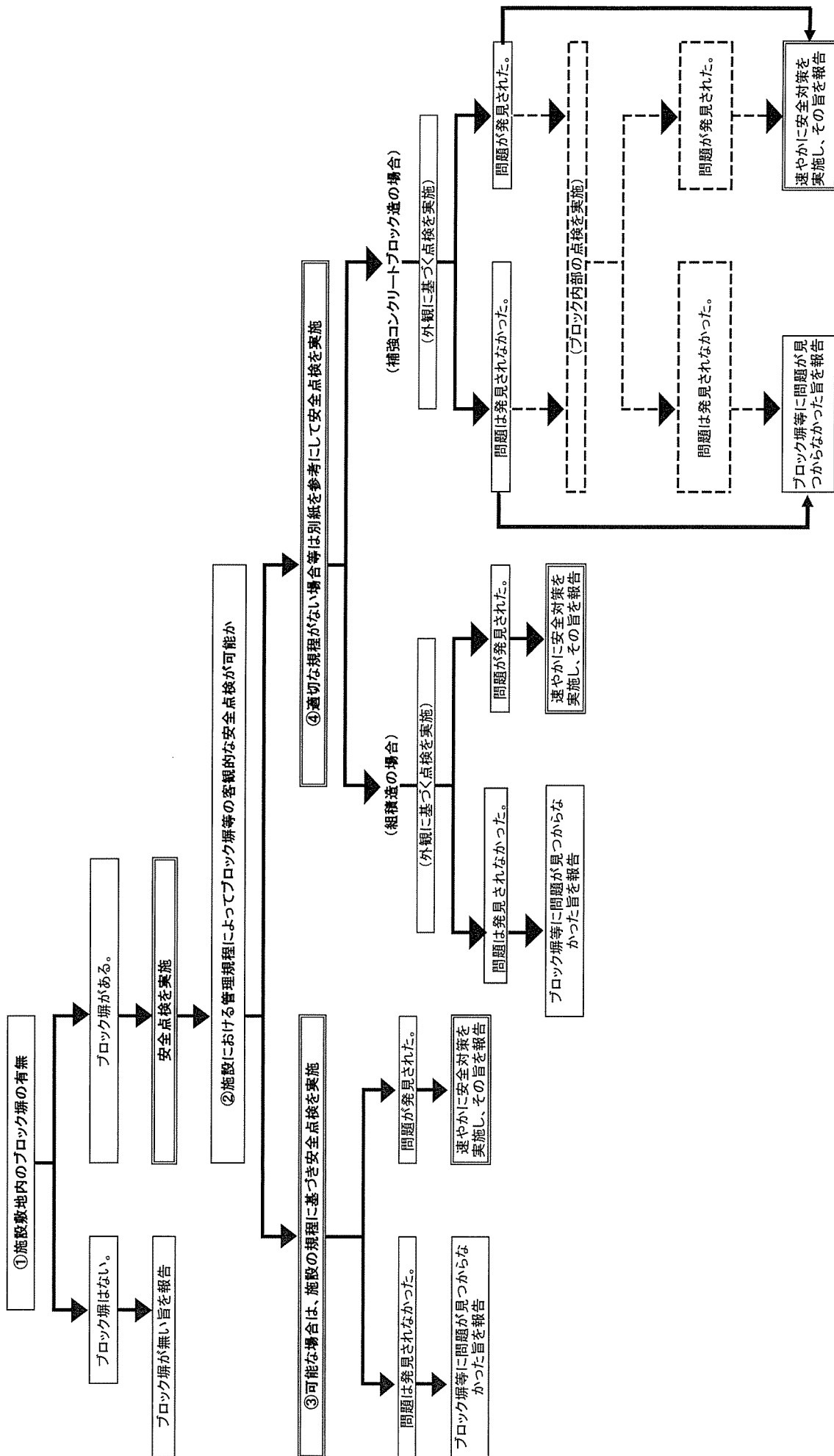
(ブロック内部の点検)

平成20年3月10日国土交通省告示第282号に定められている調査項目のうち以下の事項に問題がないかを設計図等やブロックの一部取外し等により確認する。

なお、ブロック内部の点検は、建築士、専門工事業者等の専門家の協力を得て診断することが望ましい。(※ブロック内部の点検について専門家への協力の要請を行うに当たっては、次の国土交通省のホームページに掲載された問い合わせ先一覧を活用することも可能です。<http://mlit.go.jp/jutakukentiku/blockshei>)。

- ① 鉄筋の接合方法、モルタルの充填状況は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。下「令」という。）第62条の6に照らして適切か。
- ② 鉄筋のピッチ及び定着状況は、令第62条の8に照らして適切か。
- ③ 基礎の根入れ深さは、令第61条又は令第62条の8に照らして適切か。

(参考 1-2) 社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検のフロー



(別添) 調査対象施設一覧 ※耐震化状況調査を基に作成

1. 社会・援護局関係施設

- (1) 救護施設
- (2) 更生施設
- (3) 授産施設（生活保護法に基づく授産施設）
- (4) 宿所提供施設
- (5) 社会事業授産施設（(3)に該当するものを除く）
- (6) 隣保館
- (7) 生活館
- (8) 生活困窮者・ホームレス自立支援センター
- (9) へき地保健福祉館
- (10) 地域福祉センター

2. 障害保健福祉部関係施設

- (1) 障害福祉サービス事業所（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る）
- (2) 障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る）
- (3) 障害者支援施設（(2)に該当するものを除く）
- (4) 療養介護事業所
- (5) 共同生活援助（自己所有物件）
- (6) 共同生活援助（賃貸物件）
- (7) 補装具製作施設
- (8) 盲導犬訓練施設
- (9) 点字図書館
- (10) 聴覚障害者情報提供施設
- (11) 障害児入所施設
- (12) 児童発達支援センター
- (13) 児童発達支援事業所
- (14) 放課後等デイサービス事業所
- (15) 福祉ホーム
- (16) 地域活動支援センター
- (17) 身体障害者福祉センター
- (18) 盲人ホーム

3. 老健局関係施設

※老健局関係施設については、調査票を確認の上、「自己所有物件」又は「賃貸物件」
のどちらかに必ず○を付けて回答してください。

- (1) 養護老人ホーム
- (2) 特別養護老人ホーム
- (3) 小規模特別養護老人ホーム（定員29人以下）
- (4) 軽費老人ホーム（A型）
- (5) 軽費老人ホーム（B型）
- (6) 軽費老人ホーム（ケアハウス）
- (7) 老人デイサービスセンター
- (8) 老人短期入所施設
- (9) 介護老人保健施設
- (10) 小規模介護老人保健施設（定員29人以下）
- (11) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (12) 小規模ケアハウス（定員29人以下）
- (13) 認知症高齢者グループホーム
- (14) 認知症対応型デイサービス
- (15) 介護予防拠点
- (16) 地域包括支援センター
- (17) 夜間対応型訪問介護事業所
- (18) 生活支援ハウス
- (19) 老人福祉センター（A型）
- (20) 老人福祉センター（特A型）
- (21) 老人福祉センター（B型）
- (22) 在宅複合型施設
- (23) 老人介護支援センター（在宅介護支援センター）
- (24) 有料老人ホーム
- (25) 都市型軽費老人ホーム
- (26) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (27) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (28) 介護医療院

事 務 連 絡

平成30年7月7日

都道府県
各指定都市 民生主管部局 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課

高齢者、障害者等の災害時要配慮者への緊急的対応及び職員の応援確保について

1. 平成30年台風第7号及び前線等による豪雨被害に伴い、避難生活が必要となった高齢者、障害者、子ども等の災害時要配慮者については、市町村とも連携の上、緊急的措置として社会福祉施設等（介護老人保健施設を含む。）への受入れを行って差し支えありませんので、避難者の積極的な受入れを行うとともに、避難者の対応に万全を期していただきますようお願いいたします。
2. 被災地域における社会福祉施設等の入所者へのサービス提供の維持及び避難者への適切な対応を確保するため、職員の確保が困難な施設がある場合には、法人間の連携や、都道府県における社会福祉施設等関係団体への協力要請などを通じて、他施設からの職員の応援が確保されるよう、必要な対応をお願いいたします。

また、従来より、災害福祉支援ネットワークの整備の推進をお願いしているところですが、当該ネットワークも有効に活用した取組をお願いいたします。

厚生労働省としても、全国団体に対して必要な協力要請を行ってまいります。

事務連絡

平成30年10月19日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課

社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について

日頃より、社会福祉施設等における被災状況の報告や各種調査にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の平成30年7月豪雨、平成30年台風21・24号、平成30年北海道胆振東部地震等の災害においては、大規模な停電や断水、食料不足等が発生し、社会福祉施設等におけるライフライン等の確保について、改めて課題が顕在化しました。

社会福祉施設等においては、高齢者、障害児者等の日常生活上の支援が必要な者が多数利用していることから、ライフライン等が長期間寸断され、サービス提供の維持が困難となった場合、利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがあります。このため、平時の段階から、災害時にあってもサービス提供が維持できるよう、社会福祉施設等の事業継続に必要な対策を講じることが重要です。

各都道府県、市区町村におかれては、これまでも非常災害計画の策定や避難訓練の実施等、社会福祉施設等の災害対策に万全を期するよう指導を行っていただいているところですが、今般の被害状況を踏まえ、別添1の社会福祉施設等について、今一度点検すべき事項（例）を別添2のとおり取りまとめましたので、貴管内の社会福祉施設等において、ライフライン等が寸断された場合の対策状況を確認するとともに、その結果を踏まえ、速やかに飲料水、食料等の備蓄、BCP（事業継続計画）の策定推進など必要な対策を行うようご助言をお願いいたします。

(別添1)

点検対象施設

1. 高齢者関係施設

- (1) 老人短期入所施設
- (2) 養護老人ホーム
- (3) 特別養護老人ホーム
- (4) 軽費老人ホーム
- (5) 認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム）
- (6) 生活支援ハウス
- (7) 介護老人保健施設
- (8) 介護医療院
- (9) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (10) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (11) 有料老人ホーム
- (12) サービス付高齢者向け住宅

2. 障害児者関係施設

- (1) 障害者支援施設
- (2) 福祉型障害児入所施設
- (3) 医療型障害児入所施設
- (4) 共同生活援助事業所（グループホーム）
- (5) 短期入所事業所
- (6) 療養介護事業所
- (7) 宿泊型自立訓練事業所

3. 児童関係施設

- (1) 助産施設
- (2) 乳児院
- (3) 母子生活支援施設
- (4) 児童養護施設
- (5) 児童心理治療施設
- (6) 児童自立支援施設
- (7) 児童自立生活援助事業所
- (8) 小規模住居型児童養育事業所
- (9) 婦人保護施設
- (10) 婦人相談所一時保護施設
- (11) 児童相談所一時保護施設
- (12) 保育所・認定こども園

- (13) 小規模保育事業所
- (14) 事業所内保育事業所（ただし、児童福祉法第34条の15第2項に基づき認可を受けたものに限る）
- (15) 放課後児童健全育成事業実施施設（児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するための施設）

4. その他施設

- (1) 救護施設
- (2) 更生施設
- (3) 宿所提供施設

(別添2)

社会福祉施設等における点検項目（例）

1. 停電に備えた点検

<非常用自家発電機関係>

① 非常用自家発電機が有る場合

- ・燃料の備蓄と緊急時の燃料確保策（24時間営業のガソリンスタンド等の確認、非常用自家発電機の燃料供給に係る納入業者等との優先供給協定など）を講じているか。
- ・定期的な検査とともに、緊急時に問題なく使用できるよう性能の把握及び訓練をしているか。

② 非常用自家発電機が無い場合

- ・医療的配慮が必要な入所者（人工呼吸器・酸素療法・喀痰吸引等）の有無、協力病院等との連携状況などを踏まえ、非常用自家発電機の要否を検討しているか。
- ・医療的配慮が必要な入所者がいる場合、非常用自家発電機の導入（難しければ、レンタル等の代替措置）を検討しているか。

<電灯（照明）関係>

- ・照明を確保するための十分な数の懐中電灯やランタン等の備蓄をしているか。

<防寒関係>

- ・石油（灯油）ストーブ等の代替暖房器具とその燃料を準備するとともに、毛布、携帯用カイロ、防寒具などの備蓄をしているか。

<介護機器・器具関係>

- ・医療機器等の予備バッテリー又は充電式や手動式の喀痰吸引器等の代替器具を準備しているか。
- ・人工透析患者に係る緊急時の対応、ニーズ、必要物資等を把握し、自治体の透析担当者や各透析施設等との連携体制が確保されているか。

2. 断水に備えた点検

<生活用水関係>

- ・近隣の給水場を確認し、大容量のポリタンク等の給水容器の準備をしているか。
- ・災害時協力井戸の確保（酒造会社等）をしているか。
- ・衛生面を考慮しつつ、地下水（井戸水）の利用の検討をしているか。

（注）節水のため、食器を汚さないように使用するラップや紙皿などを備蓄しておくこと。

(注) 入浴は、緊急時には、ウェットティッシュによる清拭などによる代替手段を検討すること。

<飲料水関係>

・飲料水の備蓄をしているか。

(注) 災害時には、近隣からの避難者等の受入れにより、これらの者に対しても飲料水の提供が必要な場合があるため、利用者・職員分だけでなく、十分な数を備蓄しておくこと。

<汚水・下水関係>

・携帯トイレや簡易トイレ、オムツ等の備蓄をしているか。

3. ガスが止まった場合に備えた点検

・カセットコンロ及びカセットガス等の備蓄をしているか。

(注) 比較的簡単に備蓄できるが、火力が弱く、大量の食事を一度に調理することは難しいため、多めに備蓄しておくことが望ましい。

・プロパンガスの導入又は備蓄（難しければ、ガス業者等からのレンタルの可否の確認）をしているか。

・調理が不要な食料（ゼリータイプの高カロリー食等）を備蓄しているか。

4. 通信が止まった場合に備えた点検

・通信手段のバッテリー（携帯電話充電器、乾電池等）を確保しているか。

・複数の通信手段（携帯電話メール、公衆電話、災害用トランシーバー、衛星電話等）を確保しているか。

(注) 緊急時に想定している通信手段の使用方法を予め確認しておくこと。

5. 物資の備蓄状況の点検

・食料、飲料水、生活必需品、医薬品、衛生用品、情報機器、防寒具、非常用具、冷暖房設備・空調設備稼働用の燃料について、季節ごとに1日の必要量を把握しているか。

・食料などについて、上記を踏まえた備蓄量となっているか（飲料水等は再掲）。

(注) 消費期限があるものは、定期的な買換えが必要となることに留意すること。

(注) 利用者だけでなく、職員分及び避難者分なども含め十分な物資を備蓄しておくこと。

(注) 備蓄物資については、津波や浸水等の水害や土砂災害等に備え、保管場所にも留意すること。

6. その他留意事項

- ・点検は、南海トラフ地震の想定地域等特段の対応が求められる場合を除き、最低限3日間以上は業務が継続できるようにするとの視点に立つて行うこと。
- ・上記の点検項目は、最低限ライフライン等を維持・確保するための例であり、各社会福祉施設等において点検を行うに当たっては、実際に災害が発生した際に利用者の安全確保ができる実効性のあるものとなるよう、当該施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とすること。
- ・上記の点検項目以外にも、災害対策においては、利用者の避難方法や緊急時の職員間の連絡体制の構築、平時における避難訓練の実施、消防等関係機関や地域住民との連携体制の確保等が重要であることから、これらにも留意する必要があること。
- ・上記の点検項目を含め、災害時における事業継続の方法については、BCP（事業継続計画）として予め文書で整理し、役職員間で共有しておくとともに、平時の段階から、当該BCPを踏まえた訓練や物資の点検等の具体的な活動を実践していくことが望ましいこと。
- ・災害対策については、単独の法人や社会福祉施設等での対応には限界があることから、「災害時の福祉支援体制の整備について」（平成30年5月31日付け社援発0531第1号）を踏まえ、平時の段階から、都道府県が中心となって構築している「災害福祉支援ネットワーク」へ積極的に参画し、地域全体の防災体制の底上げに協力を図ること。